

施 政 方 針

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらいものの、このまま続けば人口は急速に減少し、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招くばかりか、国としての持続性すら危うくなる恐れがあります。これは市町村にも当てはまることであり、地域の担い手が減少することで、地域経済が縮小し、人口減少を更に加速させるといった負の連鎖に陥るとともに、「まち」の機能が低下し、地域の魅力や活力が損われることで、生活サービスの維持が困難となってきます。このような負の連鎖から脱却し、好循環を築いていくためには、国と地方、そして地方と市町村の関係だけでなく、市町村を支える「集落」こそ、地方創生の鍵を握る重要な役割を担っているのではないのでしょうか。

そこで、町民の皆様の生の声やご意見をもとに、町民主体のまちづくりを着実に進めていくため、昨年11月から本年1月にかけて、町内8会場で「町政懇談会」を実施いたしました。

内容といたしましては、1点目に「第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定」について、2点目に「第2期四万十町学校適正配置計画」について、3点目に「地域自治区制度」について、それぞれ説明させていただき、その後ご参加いただいた皆様との意見交換を実施させていただきました。その結果、ご参加いただいた皆様から、ご意見・ご要望やご提案のほか、叱咤^{しった}激励など様々な声を聞かせていただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

参加された皆様からの主なご意見ですが、1点目の総合戦略では、本町が目指すまちづくりの基本的な考え方をはじめ、次期戦略から新たに盛り込むこととした持続可能なまちづくり「^{エス・ディー・ジー・ズ}S D G s」や超スマート社会「^{ソサエティ・ゴー・テン・ゼロ}Society5.0」の実現、「女性の活躍」といった内容のほか、人口減少・担い手不足や、出産・子育て支援、移住定住対策、住宅政策、交通手段の確保、農林水産業の振興といった内容に関するご意見やご提案などをいただきました。

また、2点目の学校適正配置計画では、「適正配置計画の考え方」や地元説明会の開催方法といった「計画の進め方」に対するご意見をはじめ、「地元の小学校がなくなると活気が失われる。学校を残してほしい。」といった切実な声や、「小規模校の何が悪いのか。小規模校ならではの教育や、それを生かした地域づ

くりがあっても良いのではないか。」「統合ありきではなく、人を残す・学校を残すといった視点で、まずは様々な施策を講じていくべきではないか。」といったご意見などもいただきました。このようなご意見は、学校の適正配置だけでなく、地域の活性化やまちづくりにも大いに関係する、貴重なご意見であったと感じています。

これらのご意見等に対する総合戦略での取り組みにつきましては、後ほど行政報告の中で改めてご説明させていただきますが、その中でも特に、まちづくりの視点での「人口減少・担い手不足」と「住宅政策」について、私としての考え方を述べさせていただきます。

町内小・中学校の統合や高校の再編は、避けては通れない課題であると考えますが、このことは地域の活力が失われるだけでなく、担い手不足や域内経済の衰退など、更なる人口流出といった負の連鎖を招き、ひいては四万十町全体の人口減少・経済衰退へとつながる恐れがあります。特に本町は、県内一の広大な面積を有するにもかかわらず、中山間地域といった地理的条件により多くの集落が点在しており、窪川小学校がある中心市街地に人口が集中する一方、周辺地域では少子高齢化が加速しており、地方創生ならぬ「地域創生」を進めるためには、この偏在を是正することが喫緊の課題であり、有効な手段であると考えています。

具体的には、市街地に偏在している人口の是正に向け、各地域における住宅環境の整備に取り組むこととし、今後5年間の総合戦略の中で、まずは「集落内にある空き家・空き地等の有効活用」を図ったうえで、更に人口増加を促すための住宅整備として、主に担い手や若者を対象とした移住・定住用単独住宅の整備を進めるほか、既存の補助制度等についても、課題や成果等の整理と併せて制度の見直しを検討していくこととしています。これにより、各地域における人口の増加や担い手の確保といった人員・人材の確保だけでなく、住民相互のつながりによる集落機能の維持や防災面の強化、ひいては集落の活性化・にぎわい創出にもつなげたいと考えています。なお、これらの事業を効果的に推進するためには、限られた財源の中で対象地域の絞り込みや土地の確保といった課題への対応とともに、“地域や学校を残したい”という地域住民の方々の『熱意や思い』も重要となりますので、まずは各地域のご意向等をお伺いしながら、着手可能な地域をモデル地域に設定し、スピード感をもって取り組みたいと考えています。

次に、「地域自治区制度」に関しては、私の就任時に「地域自治区制度を有効に活用させるためには、各分野での地域を牽引する人材や、まちづくりへの住民

意識の醸成に課題がある。」として導入の見送りを表明し、結果として凍結をさせていただきました。その後、地域のご意見を伺うことができる環境づくりとして、大正・十和地域に地域振興局を設置し、それぞれの振興局に一定数の職員を配置するなどの対応を行ってきたところです。また、今回の町政懇談会でも、多くのご意見をいただく中で、町としての考え方などを説明させていただきました。

この地域自治区制度につきましては、合併当時から導入に係る検討がなされ、地域自治区検討委員会からの答申に基づく制度原案を作成し、町民の皆様に周知を行ってきたところです。町民の皆様の関心度・理解度を高めるための行政側のアプローチが不足していた面もあったかと思いますが、その意識醸成が十分に生まれず、制度自体の形骸化が進み、機能しなくなる恐れがあると感じていました。

最終的には、地域自治区を設置せず、町民の皆様のご意見を反映・協議できる環境を醸成し、各地域が発展していける仕組みづくりに取り組みたいと考えていますので、まちづくり基本条例中の地域自治区に関する規定については、議員の皆様とも慎重に議論を重ね、本年中に条例改正議案を上程させていただく予定です。

最後に、町からご説明させていただいた3つの内容に関するご意見のほかにも、防災・安全対策や地域医療の充実、風力発電施設、情報公開や意見公募手続、行政評価、職員の人材育成などに関するご意見もいただきました。これらの内容については、可能なところから積極的かつ迅速に対応するとともに、個別具体的な対応等については、行政報告をはじめ様々な機会を通じて、改めてご報告させていただきます。

このように、令和2年度は地方創生の新たな出発の年となりますが、これまでの取り組みや成果を更に一步ずつ着実に進めるとともに、新時代にふさわしい、新たな視点と戦略により、全国に誇れる“四万十町ならではのまちづくり”、そして町民の誰もが“四万十町に住んで良かったと思えるまちづくり”に向けて精一杯取り組みます。

■ 令和2年度当初予算案の概要について

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、「新経済・財政再生計画」の下、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組継続により「経済再生と財政健全化の両立を目指す予算」として編成され、地方財政についても、地方が重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営が行えるよう、地方財政計画において前年度を上回る一般財源総額が確保されています。

また、県の当初予算案は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」などを積極的に活用し、昨年度に引き続き前年度比においてプラス編成となり、初年度となる第4期産業振興計画では、経済の活性化に向け、多面的かつ重層的に施策を強化するなど積極型予算が継続されています。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要です。

このため、令和2年度は第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現と第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進し、喫緊の課題である防災対策、公約や重点施策などの実現に向け編成しています。

この結果、一般会計当初予算額は176億600万円となり、前年度当初と比較して2億1,200万円・1.2%の増加となっています。このうち、ふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費、基金への積立金を合わせて16億9,700万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は159億900万円となっています。

なお、町の預金に当たる積立基金残高は、前年度末から1億7,481万円余り増加の111億5,112万円を見込み、町の借金に当たる町債残高は、12億2,132万円余り増加の195億7,929万円の見込みとなっています。

また、一般会計のほか、新設する2つの特別養護老人ホーム特別会計を含む10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引いて241億7,850万円となり、前年度当初と比較して10億7,022万円・4.6%の増加となっています。

以上が、令和2年度当初予算案の概要です。今後も、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向け、職員一丸となって取り組みます。

行政報告

■ 機構改革の実施について

行政機構は、その仕組みや構造が民主的かつ能率的なものとなるよう、行政活動の質的・量的な変化に応じて再編を行っていく必要があります。本町においても、社会情勢や行政課題、住民ニーズなどに的確に対応できる組織体制と執務環境が求められています。このため、本年度に役場組織と業務体制の見直しを行い、令和2年4月から次の3点について改善することとしました。

1点目として、昨年12月の議会定例会で議決された四万十町行政組織条例の一部を改正する条例に基づき、本庁東庁舎1階にある健康福祉課の高齢者福祉・介護保険事業部門を「高齢者支援課」として、西庁舎1階の町民課に隣接して設置します。これにより現在、町民課で対応している後期高齢者医療等に加え、介護保険などの「高齢者に関する窓口を西庁舎1階に集約」することができますので、庁舎間の移動等に伴う来庁者の負担軽減が期待されます。また、年々複雑化する制度や、それに伴う職員数の増加等にも対応できるようになり、住民サービスの更なる向上と行政運営の効率化につながると考えています。なお、高齢者支援課の西庁舎1階での業務は、本年5月7日から開始する予定です。

2点目として、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散と、その後の「窪川荘」、「四万十荘」の運営について、ご報告します。特別養護老人ホーム「窪川荘」と「四万十荘」を運営してきた高幡西部特別養護老人ホーム組合は、本年3月31日に解散し、その後は本町が運営していくこととしています。今後も引き続き、現在のサービス水準を確実に維持できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

3点目として、係制の導入と事務分担の見直しについて、ご報告します。冒頭でも触れたとおり、行政機構は行政活動の質的・量的な変化などに応じて、再編を行っていく必要があるため、事務執行体制についても見直しを行っています。これまでは、課長等の采配により課内に「グループ」と呼ばれる事務執行体制を編成し、事務処理を行ってきましたが、事務の効率化と、担当部署や責任の所在を明確にするため、課内に「係」を設置し、それぞれの係に係長を配置するほか、場合によっては「係」に替えて「室」や「班」を設置し、室長や班長を配置しま

す。なお、係の名称等詳細については、4月の人事異動後に広報等を通じて改めてお知らせします。

以上3点の改善のほか、組織の再編や係制の導入に併せて事務分担の見直しも行っており、これまで以上に効率的な行政運営に努めます。

■ 第2期まちひとしごと創生総合戦略について

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本町でも、「まち・ひと・しごと創生法」の制定及び国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を受け、平成27年度に総合振興計画の人口減少克服と地方創生の推進に係る一体的な戦略プランとして、「四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで様々な施策を講じてきました。しかしながら、令和元年度末をもって計画期間が満了することから、令和2年4月を始期とする「第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしています。

人口減少の克服と地方創生の推進は、中長期的な視点を持って取り組むべき課題であることから、第2期の総合戦略では、基本目標といった戦略の根幹となる部分については、前期の総合戦略を踏襲するとともに、これまで以上に危機感とスピード感を持って取り組むこととしています。また、新たな視点として、国連の持続可能な開発目標である「エス・ディー・ジー・ズSDGs」の推進や、「アイ・シー・ティーICT」・「アイ・オー・ティーIoT」・「エー・アイAI」といった最新技術を用いて社会課題の解決や経済発展を目指す「ソサエティ・ゴー・テンSociety5.0」の推進、そして、前期の総合戦略からの大きな課題である出生数の維持・向上を達成するため、女性の地域定着を目指し、女性が活躍するまちづくりの推進などにも挑戦することとしています。

地方創生の取り組みを成功させるためには、国・県・市町村が連携して同じ方向に向かい、それぞれが持つ役割を果たす必要があることから、第2期総合戦略については、昨年12月に閣議決定された国の第2期総合戦略及び現在策定中の県の第2期総合戦略、そして、同じく現在策定中の県の第4期産業振興計画を勘案のうえ、策定することとしています。また、昨年11月から今年1月にかけて町内8か所で開催しました町政懇談会での意見や、意見公募手続を経て、策定することとしています。

少子高齢化に伴う人口減少が進む中、町民の皆様が生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりに精一杯取り組んでいきたいと考えていますが、そのためには、行政はもとより町民の皆様や企業・関係団体の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

■ 観光列車の運行について

J R 四国の観光列車「志国土佐 ^{とき}時代の夜明けの ものがたり」が、4月18日から運行を開始します。運行日は、土日祝日のほか7月以降の毎週金曜日となっており、運行開始当日の午後2時30分からは、J R 窪川駅で出発式が行われる予定です。

J R 四国の試算では、観光列車の運行により年間約1万5千人の乗車が見込まれ、本町に多くの観光客が訪れることが期待されますので、本町では、これに合わせて、J R 窪川駅に隣接する公衆トイレの洋式化、同駅待合室への四万十ヒノキのテーブル及びイスの設置、観光列車専用パンフレットの作成を行っています。運行開始後は、来町者への「おもてなし」はもとより、公共交通を利用した「おすすめ観光コース」の提案等を積極的に展開し、地域の観光振興と活性化につながる取り組みを進めます。

■ 文化的施設について

文化的施設については、これまで文化的施設検討委員会による協議が重ねられ、本年度7回目となる昨年12月の検討委員会において、基本計画の最終案が確認されました。この基本計画案に対する意見公募手続を本年1月にかけて実施したところ、計画変更を要する内容の意見はなく、その結果については、町のホームページで公開しています。

また、これと併せて基本計画の内容で施設を整備するための基本設計業者の選定を全国公募のプロポーザル方式で行っており、2月4日に実施した書類審査による一次審査では、全18の応募者を5者に絞り込み、2月27日には公開プレゼンテーションによる二次審査を実施し、提案者の説明に町内外からの多数の傍聴者が熱心に耳を傾ける中、基本設計業者の決定を行いました。

今後は、この基本設計業者を含めて町民の皆様との対話を重ねながら、本年9月末を目途に基本設計を行い、その後に実施設計、令和3年度に着工、令和4年度に竣工という予定で準備を進めます。